

## 名誉会員推戴に関する申し合わせ

1. 会長は、本研究会の発展に顕著な寄与をなした会員を「名誉会員」に推挙できる。
2. 会長が候補会員を本研究会の役員会および総会で推挙し承認の上、「名誉会員」に推戴する。
3. 1.における「名誉会員」の推挙は、以下の条件から総合的に判断して行う。
  - (1) 本研究会会長経験者。
  - (2) 正会員として本研究会に20年以上所属する者。
  - (3) 飼育野生動物の飼養に関する知識・技術の共有において顕著な功績があった者。
  - (4) 飼育野生動物の飼養に従事するものの育成に顕著な功績があった者。
  - (5) 飼育野生動物の飼養に関する技術開発に顕著な功績を残した者。
  - (6) 本研究会の設立に顕著な寄与をなした者。
  - (7) 本研究会の役員を務め、本学会の発展に顕著な寄与をなした者。なお、推挙の際の年齢は60歳を超えることを目安とする。

附則 本申し合わせは、2022年11月6日より施行される。